（災害応急対策に必要な占用物件）

第五条の二　令第十二条第二項第一号の二の国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設は、耐震性貯水槽及び発電施設で地下に設けられるものとする。

（環境への負荷の低減に資する発電施設）

第五条の三　令第十二条第二項第一号の三の国土交通省令で定める環境への負荷の低減に資する発電施設は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　燃料電池発電施設で地下に設けられるもの（前条に規定する発電施設を除く。）

三　発電に伴つて排出される温水又は蒸気が有効に利用される発電施設で地下に設けられるもの（前条に規定する発電施設及び前号に掲げる燃料電池発電施設を除く。）

（水道施設、下水道施設、河川管理施設、変電所及び熱供給施設）

第六条　令第十二条第二項第二号の三の国土交通省令で定める水道施設、下水道施設、河川管理施設、変電所及び熱供給施設は、次に掲げるものとする。

一～五　（略）

（一時収容施設）

第七条　令第十二条第二項第九号に規定する施設で国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第四項に規定する接待飲食等営業に係る飲食店

二・三　（略）

（災害応急対策に必要な施設及び発電施設に関する基準）

第七条の二　令第十六条第六号の三の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　（略）

二　第五条の二に規定する発電施設並びに第五条の三第二号に掲げる燃料電池発電施設及び同条第三号に掲げる発電施設については、その頂部と地面との距離は、原則として三メートル以下としないこと。

三　（略）

（水道施設等又は発電施設を設けることができる都市公園）

第八条　令第十二条第二項第二号の三に掲げるもの又は第五条の三各号に掲げる発電施設を設けることができる都市公園は、次に掲げる都市公園以外の都市公園とする。

一・二　（略）

（削る）

（削る）

（災害応急対策に必要な占用物件）

第五条の二　令第十二条第一号の二の国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設は、耐震性貯水槽及び発電施設で地下に設けられるものとする。

（環境への負荷の低減に資する発電施設）

第五条の三　令第十二条第一号の三の国土交通省令で定める環境への負荷の低減に資する発電施設は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　燃料電池発電施設で地下に設けられるもの

（新設）

（水道施設、下水道施設、河川管理施設、変電所及び熱供給施設）

第六条　令第十二条第二号の三の国土交通省令で定める水道施設、下水道施設、河川管理施設、変電所及び熱供給施設は、次に掲げるものとする。

一～五　（略）

（一時収容施設）

第七条　令第十二条第九号に規定する施設で国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一　料理店、カフエー、バー、キヤバレー、旅館その他これらに類するもの

二・三　（略）

（災害応急対策に必要な施設及び発電施設に関する基準）

第七条の二　令第十六条第六号の二の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　（略）

二　第五条の二に規定する発電施設及び第五条の三第二号に掲げる燃料電池発電施設については、その頂部と地面との距離は、原則として三メートル以下としないこと。

三　（略）

（水道施設等又は発電施設を設けることができる都市公園）

第八条　令第十二条第二号の三に掲げるもの（以下この条において「水道施設等」という。）又は第五条の三第二号に掲げる燃料電池発電施設（以下この条において単に「燃料電池発電施設」という。）を設けることができる都市公園は、次に掲げる都市公園以外の都市公園のうち、その敷地面積が、二ヘクタール以上であつて、かつ、当該都市公園の地下に設けようとする水道施設等及び燃料電池発電施設の占用面積並びに当該都市公園の地下を占用している既設の工作物その他の物件又は施設（以下「既設の地下占用物件」という。）の占用面積の合計の二倍以上であるものとする。

一・二　（略）

2　前項の占用面積は、占用物件の外壁又はこれに代わるもので囲まれた部分の水平投影面積により算定するものとする。

3　第五条の三第一号に掲げる太陽電池発電施設を設けることができる都市公園は、第一項各号に掲げる都市公園以外の都市公園とする。